

平成27年度 提案・要望書に対する津市からの回答

当会議所より、平成28年1月22日に開催した「津市長ほか市幹部を囲む懇談会」において、平成27年度の部会・委員会等で意見集約し提出した「津市への提案・要望書」に対する回答が平成28年3月28日付でありましたのでご報告いたします。

なお、要望・提案事項が少しでも実現するよう今後も活動して参りますが、実現に向けて会員の皆様のアドバイスをぜひご意見等がございましたら、Tel 059-228-9141までご連絡ください。

1 中小・小規模事業者への支援強化

(1) 専門家を派遣制度の創設について

津市におかれましては従前より市内商工業者の振興を図るべく様々な施策を実施していただいておりますことに深く御礼申し上げます。

しかしながら、近年商工業者を取り巻く環境が厳しさを増すとともに、中小・小規模事業者が抱える経営問題も高度複雑化し、より専門的な知識が必要とされております。

このようなことから、国や県においても様々な専門家を派遣制度が設けられておりますが、厳しい財政環境のもと専門家の知識を必要とする全ての事業所をカバーしきれているとは言い難いのが現状です。

つきましては、津市当局におかれましては、市内中小・小規模事業者へのより高度専門的な支援強化を図るべく、津市独自の専門家を派遣制度の創設に向けてご検討いただきますようお願い致します。

《回答》

市内の中小企業等に対する研究開発・人材育成及び新事業創出に係る支援等を行うため、平成20年4月に開設した津市産業振興センターにおいては、製造業を対象として販路・人材・技術・経営等の課題解決に対応する「企業相談コーディネーター」、起業・創業の初期段階から創業後の経営改善まで一貫して対応する「インキュベーションマネージャー」、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓を進める「地域資源活用コーディネーター」という3分野の専門家を配置し、市内の中小・小規模事業者や創業希望者を支援してきました。

また、国や県の専門家を派遣事業は、相談回数に制限があったり、年度途中で事業が終了してしまうケースがありますが、本市の同センターにおいては、事業者が抱える課題の解決に向け、相談回数や年度に関係なく、丁寧なヒアリングや経営指導等を通じて、継続的かつきめ細やかな支援を行ってまいります。

しかし同センターも開設後8年を迎え、その間の社会経済情勢の変化はもとより、農商工連携や6次産業化による新たな事業創出などにより相談内容が多様化するとともに、女性の起業相談が増えたなど、相談件数も開設当初の約4倍に増加しているこ

とから、新たな支援方策の検討や、同センターの更なる機能強化や利便性向上が求められているところです。

このようなことから、過去の取り組みの検証を行いつつ、「企業誘致のさらなる推進と企業間のビジネスマッチングや創業に関するサポート体制の整備」を行う必要があると考えておりますので、平成28年度当初予算に必要経費を計上し、来年度当初から学識経験者、民間企業及び関係機関等で構成する懇談会を開催し、本市産業の更なる振興や活性化につなげるための調査検討を進めますので、専門人材の更なる充実や新たに必要とされる専門分野についても、同懇談会にて調査検討を行ってまいりたいと考えております。

【工業振興課】

(2) 地元事業者への優先発注等について

津市におかれましては、津市物件等契約基準を制定するなど、地元中小企業者の受注機会確保並びに地元事業者への優先発注について従前よりご配慮をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

発注条件の明確化や通知書のFAX活用につきましては、担当者への周知を実施いただく等ご理解、ご尽力をいただき重ねてお礼申し上げます。

中でも、卸売業は、地方都市にとってはなくてはならない機能であり、この卸売のしくみが失われれば地方の商工業者はもちろんのこと、最終的には消費者にとっても不利益につながるものと存じます。

是非、市内業者への優先発注について引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。

《回答》

地元事業者への優先発注につきましては、平成26年6月に津市物品購入等契約基準を改定し、物品の購入等に加え一部の業務委託につきましても市内業者の受注機会がより確保されるように入札等の業者選定の際に市内業者を優先的に選定するように改めました。

また、市内本店事業者の活用促進及び市民の雇用機会の確保等について充実を図ることを目的として、平成27年4月1日以降に契約を締結する案件から、受注者への協力の依

頼として、配慮依頼事項を定め、下請契約における市内業者の活用や市内業者からの資材や原材料の調達及び地元生産品の使用等についての促進に努めています。

【調達契約課】

(3) 建設業関係の発注及び入札について

① 津市の発注及び入札等について

① 「中間前払い制度」は公共工事の適切な履行保護と建設事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として、津市において平成23年度より導入をして頂きました。特に小規模工事を受注する事業者にとりましては是非とも活用したい制度であり、現場管理技術者にとりましても簡易な書類作成で活用できる制度と期待しております。

津市で現在この制度を利用できる条件は請負金額が1000万円以上、かつ工期が150日以上となっておりますが、請負金額1000万円程の工事は115日程度の工期となっており、せっかくの制度を利用することが出来ません。

つきましては、この制度を最大限利用できますよう工期150日以上という条件を無くして頂きたい。また、請負代金条件の引き下げも考慮して頂きたい。

② 近年、異常気象による災害が全国的に発生しており、ひとたび災害が起ると建設業者が担う役割は重大です。災害時には各地区の建設業者は相互に連携した対応が必要となります。しかしながら建設業者は自社の地区での災害復旧に追われ、他地区への対応は後回しにならざるを得ません。他地区に駆けつけるにしても河川水位の上昇等により橋並びに道路が通行止めとなり、緊急対応が難しい局面も出ております。その場合地区内の建設業者しか対応が出来ません。

そういった観点から各地区には、災害時に対応できる建設業者の育成が必要であります。

現在の建設業界は、公共事業減少に伴う厳しい受注環境ゆえに、最低制限価格に限なく近い価格での対応を余儀なくされております。このような状況が続けば業者は疲弊し地域建設業者が衰退していくのではと憂慮しております。

建設業者が健全に事業運営でき、今後も

(5)小規模企業振興対策への補助の 拡充について

津市におかれましては、従前より商工振興施策にご尽力いただいておりますが、喫緊の課題である地方創生の実現には、地域の経済や雇用を支える中小・小規模事業者の「稼ぐ力」を引き出すことが重要であります。

そのためには、地域総合経済団体である商工会議所が行う経営改善普及事業の質的・量的向上とさらなる体制強化が必要であります。

当商工会議所は、平成27年7月に県下でいち早く「経営発達支援計画」の認定を受け、さらには人的体制を整え、中小・小規模事業者の相談・支援業務を基本に、創業、販路拡大、人的育成（検定等）、インターシップ、就職情報提供、社会貢献活動、街づくり・賑わい創出としてのイベント支援など個別的・集団的と多岐に亘り事業を推進しております。

また、津市の関係部局とも連携し、事業者・市民各位への支援に努めています。

以上のことから、現行の事業費に加え人件費についても補助措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

《回答》

市といたしましては、貴商工会議所が中小・小規模事業者の相談・支援業務をはじめ、創業、販路拡大、人的育成、就職情報提供、街づくり・賑わい創出としてのイベント支援など多岐にわたる事業を展開され、地域社会に多大なる貢献をされていることについて感謝するとともに、その重要性についても十分認識しております。

また、今後も相互に連携した取り組みを行い、中小・小規模事業者の支援・育成を通じて、地域の商工業振興、経済の活性化を進めてまいりたいと思っております。

しかし、ご要望の補助措置につきましては、現行の補助規定では事業費への補助が基本となっており、人件費への補助につきましては、慎重な検討が必要と考えております。

【商業振興労政課】

地域貢献ができますよう、こと入札に関しては業者ランク、地域貢献度、工事成績、技術者保有数等を勘案していただき、入札業者数が過剰となる過当競争の低減策を検討頂きたい。

③三重県ではリサイクル資材等の使用を積極的に取組んで頂いており、津市におきましても認定を受けたりリサイクル資材等の使用にご配慮頂きたい。

④測量、設計コンサルタント業務の発注について、調達契約課からの発注業務には最低制限価格が設定されておりますが、課によっては最低制限価格が設定されていない課もありますので、一定の品質を保つためにも全ての課で最低制限価格を設定いただきたい。

⑤津市におかれましては入札制限価格の設定に関し、津市独自に工事及び業務の技術上の難易度などの条件を考慮し増減調整しているとのことですが、設計図書が提示され、また歩掛の全てが公表される中で、調整条件が不明では設計（発注）意図が計り知れません。

今後の積算に反映させるためにも、その要因を公表して頂きたい。もし、入札価格が類推されるのであれば入札事後でも公表して頂きたい。

《回答》

①中間前金払制度につきましては、制度導入から約5年が経過し事業者間に浸透したように思われる中、要件緩和を望む声もいくつかいただいております。そこで、過去の発注案件を分析したところ、ご指摘のように請負金額と工期の均衡からも、より利用しやすい制度を構築するため、津市契約事務検討会議へ諮るなど制度改正に向けた手続きを進めます。

【調達契約課】

②災害復旧工事や社会インフラの維持において地域建設業者が担う役割は大きくなる一方で、社会経済には改善の兆しはみられるものの、建設業者を取り巻く経営環境は依然厳しいままです。

また、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった問題も生じており、その対策として国においてはいわゆる「担い手3法」の改正が行われました。

本市におきましても、これら法改正の主旨を踏まえた上で、今後もより地域建設業者の発展につながるよう公正な競争性や適正な品質を確保しつつ各種入札制度の見直しを行ってまいります。

【調達契約課】

③津市発注の建設工事においては、三重県建設副産物処理基準に準じており、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与するため、再生資源等の利用に関して、積極的に取り組んでおります。

また、三重県リサイクル認定製品の利用につきましては、性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう、努めてまいります。

【検査課】

④各課から直接発注する比較的小規模あるいは工事に付随しない測量・設計コンサルタント業務においては、現在のところ最低制限価格を設定せず、適切に検査を実施することで適正な業務履行が確保できると考えています。

しかしながら、業務規模や内容が多岐にわたる中、最低制限価格制度を始めとする過剰な競争を防止する制度につきましては、他市等の状況を参考に引き続き検討してまいります。

【調達契約課】

⑤本市では、最低制限価格の設定にあたり増減調整を行っております。その調整額については、契約締結後に情報公開制度を利用することで算出できますが、その調整内容を公表しますと類推等が可能になり適正な競争を阻害するおそれがありますので、入札事後であっても公開しないものとします。

なお、最低制限価格制度にはいくつかの手法があり、今後も増減調整に限らず他市等の状況を参考に引き続き検討してまいります。

【調達契約課】

(4)県都津市にふさわしい公認スポーツ 施設の早期実現

津市におかれましては、既存する産業展示施設「メッセウイング・みえ」とスポーツ施設「サオリーナ」及び「三重県武道館」で構成する「津市産業・スポーツセンター」の平成29年11月施設供用開始を目指し整備を進められておりますが、陸上競技場やテニスコートなど屋外の公認スポーツ施設の建設についても早期に実現されますようお願い申し上げます。

《回答》

スポーツ施設の整備につきましては、現在、本市のスポーツ施設全体の整備の基本的な構想を示す「津市スポーツ施設整備基本構想」の中間見直しに向けて案を公表し、パブリックコメントの手続きを行っているところです。

この見直しの中で、次のように記載しています。新たな屋外型スポーツ施設については、津市産業・スポーツセンターの整備、津市体育館、津市民プールの跡地利用、（仮称）香良洲高台防災公園におけるスポーツ施設の整備、既存施設の改修整備等の進捗状況を見ながら引き続き検討します。

また、テニスコートについては、津市民プール跡地を利用した新テニスコートの整備の検討を進めます。

【スポーツ振興課】

2 地域振興・観光の推進

(1) 中心市街地活性化について

商店街においては、依然として空き店舗増加に歯止めがかからず、津市中心部、久居地区ともに商店街内の空き店舗、空き地が目立つ状況が続いております。

津市におかれましては従前より「商店街等活性化推進事業補助制度」等中心市街地活性化への施策を講じていただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、現行制度においては商店街等新規創業支援事業の場合、補助率が1/3以内、補助限度額が改装費300万円以内、賃借料(3年以内)が月額7万円以内となっていることから、より一層新規出店を促し、商店街の活性化を図るためにも補助率並びに補助限度額の引き上げをご検討いただきたくお願い申し上げます。

《回答》

本市では、商店街等活性化推進事業として、商店街等の活性化を図るため各商店街組織と連携し、商店街の空き店舗等を新たな店舗や集客に役立つ施設等として活用する場合には、改装費と賃借料に対して補助しています。

以前の当該事業においては、商店街との連携を必須としていなかったことから、商店街振興組合の意向が反映されていないケースも散見され、必ずしも商店街の振興に繋がっていませんでした。このことから、補助金要綱を改正し、平成26年度採択分以降においては、商店街が事前に空き店舗の登録を行い、この情報を市のホームページ等を通じて広く周知することにより商店街等の振興に繋がる事業者を誘致するものとし、概ね次の日程で進めています。

○ 空き店舗等情報の収集、募集準備：4月1日から4月30日まで

○ 募集期間（事業者が商店街へ応募）：5月1日から5月31日まで（応募事業者の中から、より商店街等の振興に繋がる事業者を商店街等が選定する。）

○ 応募期間（商店街等が津市へ申請）：6月1日から6月中旬まで

上記日程で募集したところ、平成26年度及び平成27年度ともに予算額を上回る応募がありました。

更に効果的な補助金とするため、商店街の意向も聞き取り検討を行ったところ、限られた予算の中で、より大きな効果を上げるためには、一件あたりの補助金額を減らし、より多数の事業者を誘致する方が望ましいとの考え方から、来年度以降、改装については補助限度額を減らし、家賃については段階的に補助金額を減額し自立化を促進する方向で調整しているところです。

【商業振興労政課】

(2) 榊原温泉の振興

榊原温泉は古くは万葉の時代お伊勢さんの「湯ごりの湯」として利用されてきました。

平安時代には、清少納言が「枕草子」にて「湯はななくりの湯、有馬の湯、玉造の湯」と謳っており、当時は「ななくりの湯」として呼ばれていました。

歴史ある温泉郷として、季節毎のイベント等実施し地域振興を図り集客に鋭意努力しているところでもあります。

今後明るい話題として「2016伊勢志摩サミット」「2017全国菓子大博覧会」の開催が決定し、商工会議所としても榊原温泉PRについて支援してまいりたいと存じますので、津市におかれましてはご支援を要望いたします。

《回答》

津市は歴史ある榊原温泉を市内有数の観光誘客が見込める観光資源と位置づけており、従前より榊原温泉振興協会を通じて、観光誘客促進イベントの開催、観光客誘致宣伝活動、温泉を核とした地域づくり等の取組みに対して、榊原温泉振興協会補助金の交付をはじめとした支援を行っているところです。

伊勢志摩サミットの開催決定を受け、津市伊勢志摩サミット関連情報連絡調整会議を設置し、平成27年7月にはいち早く三重県に対して、お伊勢さん湯ごりの地、榊原温泉「美肌の湯」を体験していただける配偶者プログラムや海外プレスツアー先としても榊原温泉を提案するなどの取組も行っているところです。

今後も、伊勢志摩サミット開催は津市をPRする絶好の機会でもありますことから、商工会議所等の関係団体とも連携を図りながら榊原温泉のPRに積極的に取り組んでまいります。

【観光振興課】

(3) 自転車利用者の安全性、利便性向上のための環境整備について

津市産業・スポーツセンターへの進入路につきましては、両側5mの自転車歩行者道を設置する予定になっているとのことですが、進入路までの主要導入路である三重県道42号津芸濃大山田線は交通量も多く、平成33年に三重県での国民体育大会も計画されているという観点からも、高校生をはじめとする自転車利用者も増大し、同センターへ通う青少年の自転車が車道を走行することは非常に危険が伴います。

県道沿い（芸濃方面のみ）には車道と分離された自転車歩行者道が一応設置されておりますが、歩行者対自転車の事故のリスクを回避するためにも、自転車専用レーンの分離設置等通行環境の整備の必要があると思われる

ます。

また、自転車同士の事故を防ぐために、未整備の津方面側道も芸濃方面同様に拡充、整備されることが望ましく、引き続き貴市建設部事業調整室を経て三重県に働きかけていただきたいと存じます。

三重大学周辺～岩田橋までの国道23号の自転車歩行者道については、一部自転車通行位置の明示がされているものの、自転車のための通行環境が整っていないところも多く、三重大学学生をはじめとする、地域活性化の担い手である若者が自転車を利用して中心市街地に来やすくするためにも自転車通行空間の設計、路面、段差整備をはじめとする安全・安心な自転車通行環境の整備を検討いただきたく存じます。

※津市総合計画後期基本計画第2章1-4「生活基盤の整備」第3項「生活道路の整備」には、安全・安心な道路等の確保として、「ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者及び自転車空間の整備を推進」とありますが、警察庁、国土交通省が平成24年11月に策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」も参考にいただき、安全・安心な自転車通行環境の整備について一層推進していただくとともに、他機関との連携を図り、自転車利用者へのルール周知、ルール徹底を強化していただきたく要望いたします。

《回答》

管理者である三重県及び国土交通省へ要望します。

今年度、三重県において、津芸濃大山田線の自歩道に転落防止柵の設置、舗装の打換えをしていただく予定です。

市といたしましても、安全確保に取り組むために、自転車ネットワークについて、今後、検討してまいります。

【事業調整室】

(4) 市内交通渋滞緩和及び交通安全対策等の推進について

① 道路整備等による交通渋滞緩和策について

① 垂水交差点は、国道23号と県道上浜高茶屋久居線とが斜めに交わる四差路交差点で、車両だけでなく歩行者や自転車の交通量も大変多い交差点です。

また、深夜と早朝にはトラックの交通量も多く、朝夕の通勤時間帯や休日には渋滞が見られることから、道路の立体交差化など抜本的に改善いただきますようお願いいたします。

② 中勢バイパス開通後の平面交差点での渋滞が増加しています。つきましては、平面交差点の改良、立体化をお願いします。

③ 近鉄高田本山駅付近の道路等改良整備

1) 近鉄高田本山駅の踏切は、朝夕の通勤通学

者の往来が多く、人をよけて踏切横断する際踏切内に残されそうになります。人も車も安全に渡れるよう踏切の拡幅をして頂きたい。

2)近鉄高田本山駅付近の道路は、朝夕の時間帯歩行者(通学生)と車で大変混雑しており危険です、道路幅確保のためにも水路に蓋をして頂きたい。

3)近鉄高田本山駅踏切から、国道23号線方面へ50m程行った歩道上にあるグレーチングが、凹んでおり安全確保の観点から交換をして頂きたい。

④近鉄江戸橋駅からの旧伊勢別街道の拡幅工事につきましては、用地買収が完了した箇所について整備いただいておりますが、引き続き早期完工に向けて推進いただきますようお願いいたします。

⑤津駅北側の道路(アトレ青山東付近の近鉄高架下及びJR大谷踏切)の幅員拡張につきましては、平成30年度着工に向けて鉄道事業者等と予備設計に取り掛かっていただいておりますが、早期着工出来るようお願いいたします。

また、都市計画道路 下部田垂水線 国道23号から県道津関線までの区間につきましても早期着工いただきますようお願いいたします。

⑥近鉄名古屋線南が丘駅の南側、久居9号踏切拡幅工事の早期実現

⑦羽所町近鉄名古屋線津新町第7号踏切及びJR紀勢本線公園前踏切拡幅工事の早期実現

⑧JR紀勢本線神戸踏切の改良又は拡幅工事

⑨江戸橋一身田線の一身田中学校東側付近から都市計画道浜田長岡線岩崎病院付近の区間の整備計画の早期策定

《回答》

①管理者である三重県及び国土交通省へ要望します。

【事業調整室】

②管理者である国土交通省へ要望します。

【事業調整室】

③1)近鉄高田本山第1号踏切の拡幅につきましては、国土交通省より「踏切道の拡幅に係る指針及び取扱(H13.10.1)」において、「拡幅する場合は、統廃合に努めるべきである。」と示されており、当該踏切の拡幅には、周辺に統廃合する踏切がないため事業化することが困難な状況です。

【建設整備課】

2)現場を確認させていただきましたが、農業用の用排水路を兼用していることや大規模な工事となりますことから、今後、関係部局、自治会と調整しながら実施に向け検討します。

【津北工事事務所】

3)現場確認の後、業者へグレーチングの修繕を依頼し、平成28年1月27日に交換を行いました。

【津北工事事務所】

④近鉄江戸橋駅から旧伊勢別街道の区間につきましては、用地取得が完了した箇所から工事に着手しており、国の補助金を活用し早期完成を目指しております。

【建設整備課】

⑤津駅北側の近鉄高架下及びJR大谷踏切の拡幅につきましては、事業着手済みで平成30年

度の着工を目指しております。

また、都市計画道路下部田垂水線の国道23号から県道津関線までの区間につきましては、道路ネットワーク上重要な路線と考えておりますが、事業化に至っていないのが現状であり、具体的な時期等をお示しできる段階ではございません。

【建設整備課】

⑥近鉄名古屋線南が丘駅南側、久居第9号踏切における踏切道の拡幅については、国土交通省より「踏切道の拡幅に係る指針及び取扱(H13.10.1)」において、「拡幅する場合は、統廃合に努めるべきである。」と示されており、当該踏切の拡幅には、周辺に統廃合する踏切がないため事業化することが困難な状況です。

【建設整備課】

⑦⑥と同様、国土交通省より「踏切道の拡幅に係る指針及び取扱(H13.10.1)」において、「拡幅する場合は、統廃合に努めるべきである。」と示されており、当該踏切の拡幅には、周辺に統廃合する踏切がないため事業化することが困難な状況です。

【建設整備課】

⑧当路線は、前後2車線道路であるにもかかわらず、踏切部分が狭小であるため、非常に危険であることから、当道路の管理者である三重県へ引き続き要望していきます。

【事業調整室】

⑨平成27年度に都市計画道路浜田長岡線の岩崎病院から市道江戸橋一身田線までの区間の道路予備設計を予定しており、今後、路線の検討を進めたいと思います。

【建設整備課】

②信号機(調整)や標識等設置による交通安全対策について

①久居成美小学校北側道路に路側帯や徐行などの表示等の安全対策

小学校の入口前の道路幅が狭く、歩道線のみで、車両の対向は路側帯にはみ出している。特に雨天時は傘を差す分大変危険である。

さらに小学校前の横断歩道は、県道の信号機を早く通過しようと車両の速度が速くなり大変危険である。毎日、教諭が生徒を誘導している。

道路に路側帯や徐行などの表示等の安全対策について要望いたします。

②津インターチェンジ東 JA津安芸北側交差点の信号機調整及び矢印信号機の設置

南北道路の信号は時差信号で、北進方向の信号機が15秒程度「青」が長い。南進する車両が、右折する場合、道路途中に待機している車両から信号機が「赤」になったと同時に右折する。その場合、北進の信号機も「赤」であると思いついたため、北進へ直進する車両と南進の右折車両とで接触の危険性が非常に高い。

交差点の信号機を調整いただくか、また矢印信号機を設置いただきますようお願いいたします。

③1)一般国道165号線の舗装

久居野村高架橋前後の交差点付近の舗装は、わだち掘れ、ひび割れ、ポットホールが出来ており、自動車走行や停止において安全とは言えない状況です。主要な国道や高速道路と連結し、

病院や大型店舗が集中している重要な道路であり単なる舗装オーバーレイでは解決にならないのではと考えられます、部分的には路盤から打ち替えるなど根本的な原因を究明・除去し、維持修繕して頂くよう強く要望致します。

2)一般国道165号線JA三重中央農協久居支店付近の道路ラインの整備

一般国道165号線JA三重中央農協久居支店付近の車道区画線が消えており、夜間雨天時での視認性は極端に悪く高齢者にとっては何処を走行しているのか分からない、また、横断歩道区画線も消えかかっており、横断する児童等の安全面からも早急に対処して頂きたい。

④市道栗真中山町一身田線から国道23号線へ出る栗真交差点の青信号の時間も短く、車が渋滞します。通学する学生(中・高校生)も多い道路でもあり、狭い道路で車が渋滞すると更に道幅が狭まり歩行者、自転車等に接触しそうになります。

国道23号線へ出る信号に矢印信号を設置するなどの改良をお願いしたい。

⑤県道津芸濃大山田線の東古河交差点の右折レーンと右折矢印信号機の設置

主要地方道津・芸濃・大山田線の東古河交差点は、津インターチェンジ方面から東進してきた場合、後続車との接触の危険性と渋滞が発生することから、右折レーンと右折矢印信号機の設置について、早期事業化いただきますようお願いいたします。

⑥国道23号の大学病院交差点の信号機時間調整および左折信号機の設置や横断歩道の位置変更などの安全対策と交通渋滞の緩和

大学病院交差点は、国道23号を白塚方面から南進し、国道23号から大学病院へ左折する場合、横断歩道に大学病院や三重大学生の歩行者が多く、なかなか進入できない。そのため、左折車が進まず後続車も渋滞する。信号機の時間調整・大学病院への働きかけなど行っていると思いますが、国道23号の大学病院交差点の機時間調整および左折信号機の設置や横断歩道の位置変更などの安全対策と交通渋滞の緩和について、引き続き検討いただきますようお願いいたします。

⑦藤方地内道路の通学路へ通学路や徐行などの標識設置等の安全対策

津市内藤方地内の道路については、藤水小学生の通学路であることから、歩行者保護のため路側帯を確保し、グリーン色で車への周知を図り安全対策を行っていただいているが、朝夕の通勤時間帯は、車の通行量が多く対向する車が路側帯へも進入している。

藤方地内道路の通学路へ通学路や徐行などの標識設置等の安全対策について要望いたします。

⑧久居東中学校(久居井戸山地内)隣接道路への側溝蓋や安全帯(路面カラー化)等の早期設置

久居東中学校(津市久居井戸山地内)に隣接する道路の側溝に蓋(グレーチング)がないため、車が対向する際によく脱輪する。

また、中学校の通学路になっているため、

朝夕の通学時は大変危険である。側溝蓋や安全帯（路面カラー化）等の早期に設置いただきますよう要望いたします。

⑨ 市内各所白線等の道路標示の修繕について
上記以外でも市内道路や交差点の白線、黄色線、ゼブラゾーンなど道路標示が摩耗により薄くなっている箇所があります。

横断歩道、一時停止線など交通安全を確保する箇所の区画線については、随時修繕いただきますよう要望いたします。

《回答》

① 成美小学校北側道路については、道路幅員が狭いため、歩車道分離ブロックによる歩道の確保は困難であります。歩行者の安全対策といたしまして、片側の側線を車道内に引き直し、歩道部分のカラー化等に対応したいと考えております。

【津南工事事務所】

② 信号機の調整・矢印信号機の設置などについて津警察署に要望します。

【市民交流課】

③ 1) 管理者である三重県へ要望します。

【事業調整室】

2) 一般国道165号線 J A 三重中央農協久居支店付近の車道区画線の塗り替えについては、管理者である三重県へ要望します。

【事業調整室】

横断歩道の塗り替えについては津南警察署に、車線境界線等の区画線の塗り替えについては事業調整室を通じて、県津建設事務所に対し要望して行きたいと思っております。

【市民交流課】

④ 信号機の調整等については、津警察署に要望します。

【市民交流課】

⑤ 右折レーンの設置については、管理者である三重県へ要望します。

【事業調整室】

右折矢印信号機の設置については、津警察署に要望をさせていただいておりますが、右折レーンが設置された際には右折矢印信号機の設置を検討しますとのことですので。

【市民交流課】

⑥ 交通渋滞緩和に向け引き続き津警察署、関係部局と検討して行きたいと思っております。

【市民交流課】

⑦ 現在、津警察署と道路管理者（北工事事務所）においてゾーン30の設置に向け検討中です。同所の対策については、この検討内容に含まれていることから安全な対策を検討していただくよう要望してまいります。

【市民交流課】

⑧ ご要望のありました、久居東中学校に隣接する市道井戸山新家線につきましては、側溝蓋が設置できる箇所と側溝を改修しなければならない箇所等がありますので、下流側より順次、整備させていただきます。また、安全帯（路面カラー化）については、側溝蓋の設置完了後に対応させていただきます。

なお、県道上浜高茶屋久居線から久居東中学校までの市道井戸山19号線及び市道高茶屋小森町久居線につきましては、今年度、建

設整備課の道路改良工事により歩道の整備を行っております。

【津南工事事務所】

⑨ 区画線（白線）につきましては、交通量の多い幹線道路において今年度から5年計画で区画線の劣化が著しい路線から優先順位をつけて更新しており、順次事業を進めてまいります。

また、幹線道路以外の地域の生活に密着する生活道路におきましても、安全確保のため、順次対応し、適切な道路の維持管理に努めてまいります。

【津北工事事務所・津南工事事務所】

横断歩道、一時停止線などの区画線等が薄くなって見えにくい箇所等交通規制に関する問題の把握は、警察・道路管理者独自による巡回での把握。また、市民の皆様からのご意見により、把握する場合などがあります。その際には、速やかに道路管理者や警察に対し区画線等の塗替えの要望をさせていただいております。

【市民交流課】

⑩ 津駅東口ロータリー及び西口ロータリーの整備について

津駅東口ロータリーの南側は、タクシー乗降場、コインパーキング、さらに一般送迎車の乗降場所となっています。

また、津駅西口ロータリーについては、バス、タクシー、一般送迎車などのすべての車輛が進入し、特に朝夕は高校生の通学や駅への送迎車など非常に混雑しています。

さらに津駅西口から津駅西交差点の間にバス停があるため、バスの発着時には片側通行となり渋滞します。

貴市におかれましては、過去の土地区画整理事業で完了されているという認識ですが、一般送迎車乗降場所の路面表示やタクシー、バス乗場などの乗降場所、コインパーキングの設置場所、ロータリーへの進入路（一方通行）など交通安全面から抜本的な改善について検討いただきますよう要望いたします。

《回答》

津駅東口ロータリーにつきましては、過去の土地区画整理事業による整備後、関係の方々のご意見を伺い、日常的な維持管理や景観に配慮した改修を行っているところであります。

また、津駅西口ロータリーにつきましては、何か工夫できないのかオープンな議論で研究、検討を行ってまいります。

【建設政策課】

⑪ 市営駐車場の駐車料金の維持について

お城東駐車場、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場、ポルタひさい駐車場などの市営駐車場は、平成26年4月消費税増税による駐車料金の改正はなく据置いただいておりますが、今後も利用者の利便性と稼働率向上のため現状維持いただきますよう要望いたします。

《回答》

市営駐車場におきましては、中心市街地への人の流れをつくり、地域の商店街を支援するため、フェニックス通り駐車場、アスト駐車場、ポルタひさい駐車場について、入庫から30分間の料金無料化を実施し、駐車場事業会計で負担しています。

また、平成26年4月の消費税増税後も料金改正は行わず据置しており、増税された消費税分についても、駐車場事業会計が負担しています。

今後も入庫から30分間の料金無料化を継続して行うとともに、駐車料金の抑制に努め、利用しやすい駐車場運営を進めてまいります。消費税率が10%になる時には、節目のひとつとして、駐車場の経営状況や社会状況等を鑑み、料金改定等について検討したいと考えています。

【商業振興党政課】

⑫ 市内鉄道駅の踏切遮断時間の改善について（継続）

毎年、三重県鉄道網整備促進期成同盟会を通じて、要望活動を行っていただいておりますが、交通渋滞解消のためJR東海高茶屋駅、阿漕駅及び一身田駅等の駅前後の踏切信号機システムについては、列車種別による踏切制御など踏切システム（遮断機）の高度化について引き続き要望いただきますようお願いいたします。

特に阿漕駅南側踏切は、津、久居の中心街を貫く幹線道路であり、朝夕の通勤時間帯など国道23号大倉交差点付近から青谷付近まで上下線とも渋滞することから改善いただきますようお願いいたします。

《回答》

JR東海に対しては、三重県鉄道網整備促進期成同盟会を通じて、毎年、要望活動を行っております。踏切遮断時間の短縮につきましては、今年度も三重県鉄道網整備促進期成同盟会紀勢線部会から、同盟会本部へ要望をあげていきたいと考えております。

改善につながるよう、引き続き、粘り強く、要望を続けていきたいと思っております。

【交通政策課】

⑬ 環境対策等の推進による次世代自動車等のインフラ整備について

平成28年4月24日に開駅予定の「道の駅津かわげ」に電気自動車急速充電施設を1基整備いただきますが、国の日本再興戦略改訂2014では、次世代自動車の新車販売に占める割合を2030年までに5割から7割とすることを目指しています。普及促進には電気自動車や燃料電池自動車の導入促進と共に電気自動車充電スタンドや水素ステーションの先行整備が必要であるとして、引き続き、整備取組みに推進していただきますよう要望いたします。

《回答》

国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金等の活用により自動車販売店のほか、市内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等にも電気自動車用充電スタンドの設置が進んでいます。また、燃料電池自動車用水素ステーションにつきましては、平成28年4月に民間事業者により移動式の水素ステーションが設置されます。

電気自動車や燃料電池自動車の普及推進にインフラ整備の必要性は十分認識しており、今後につきましても、地球温暖化防止の観点からも普及に向けた取り組みの検討を進めてまいります。

【環境政策課】

(5)定住・交流人口増加対策について

①定住人口増加対策

① 津市の発展に欠かせない土地利用について

津インターチェンジから、なぎさまちに続く道路である主要地方道津芸濃大山田線は、津市の背骨をなしている道路であり津インターから安東大橋西詰に至る沿線は、津市中心部に直結して生活利用度の高い土地であるが、現在は農業振興地域等に指定されている為、専ら米作に利用（一部耕作放棄）されているのみの実状である。さらに津インター近くには国体開催にも利用できる大スポーツ施設（サオリーナ）が建設中である。

津市における今後の商業その他の発展に資するため、少なくとも上記沿線沿いの奥行き数十メートルに限っては、早急に農業振興地域から除外する方向で施策を進めていただきたい。

② 雇用創出について

津市の人口移動をみると大学の入学や卒業時の年代に転出超過がみられます。生産年齢人口が減少する中、若い世代を地域に定住させ雇用する施策が必要となります。

平成27年度津市は、中小小規模事業所の雇用促進策として「職務経験者UIターン促進奨励金制度」をまた、津市を離れた津市出身者のUターンを促進するため「津市ふるさと就職活動応援奨励金制度」を開始されましたが、平成28年度も継続されるよう要望します。

③ 企業誘致について

津市は、「津市企業立地促進条例」を改正延長され、中勢北部サイエンスシティ等工業団地へのさらなる企業誘致の促進に取り組んでおられますが、商業地域に進出する企業、事務所に対する支援策が未整備です。昨年も要望いたしましたが商業地域の進出する企業等への支援策の創設に取り組んでいただきたい。

《回答》

① 津インターチェンジ周辺は、農政上、NO.6

都市計画上の規制により開発ができない状況であり、規制緩和や法令改正について国・県に要望を行っています。

また、津インターチェンジ周辺地域全体の土地利用については、現在策定作業中の平成30年度から運用予定の新しい都市マスタープランの中で、方向性を示すこととしており、その中で検討していきたいと思っております。

【都市計画部・農林水産部】

※参考 農政上の規制 【農林水産部】

津インターチェンジ周辺については、農業公共投資により区画整理された10haを超える集団的な優良農地であるため、農業振興地域の整備に関する法律の規定により農業振興地域内の農用地区域として指定され、開発行為に対する制限が課されています。

農用地区域からの除外には非常に厳しい基準が設けられているので、将来の開発を見越し、沿線沿いを帯状に除外することは現行法上不可能となっています。

② 市としても、賑わいのあるまち「津市」にするために、津市への移住・定住を促進し、人の流れをつくることで、地域の商工業の振興、経済の活性化を図っていききたいと考えています。

その施策の一つとして、今年度は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用した奨励金交付事業（「職務経験者UIターン促進奨励金」「ふるさと就職活動応援奨励金」「ふるさと就職新生活応援奨励金」）を実施してまいりました。

平成28年度におきましては、市単独費での実施に向けて予算計上しておりますので、商工会議所の会員事業所をはじめ、関係者の皆さまにおかれましては、当制度を是非、ご活用していただきますようお願いいたします。

【商業振興政策課】

③奨励制度の根拠である津市企業立地促進条例につきましては、固定資産税相当額を交付する企業立地奨励金における特定業種として、新たに食品品製造業、情報通信機器製造業を加え、従来の9業種から11業種に広げる改正を行いました。

改正後の条例は、平成27年4月1日から施行されており、更なる企業誘致活動の推進に向けた支援施策として活用しております。

また、平成26年4月以降、中勢北部サイエンスシティの産業ゾーンのN区画を中心とした区域に、「生活・サービス交流施設」を立地できるようにしており、商業系の企業がこのエリアへ進出いただいた場合、津市企業立地促進条例に定める交付要件に該当する場合には、奨励制度の対象とさせていただきます。

商業地域に進出する企業等への支援策に

ついては、現在中勢北部サイエンスシティへの積極的な企業誘致を展開している段階であることから、この分譲状況を見極めるとともに、関係所管にも協議を図り、課題等の調査を踏まえた上で検討を行いたいと考えております。

【企業誘致室】

②交流人口増加対策

①三重県は今後、平成28年5月26.27日「伊勢志摩サミット」が、平成29年4月21日～5月14日「2017全国菓子大博覧会」が、平成30年7月～8月「全国高等学校総合体育大会」（インターハイ）が、また平成33年には「三重とこわか国体」が開催され多くの観光客が訪れる機会が日増しであります。これらのイベントによる津市への誘客を進めるためには今からのPRが三重県には不可欠であると考えます。

県内有数な観光地である伊勢志摩地方は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、玉城町、度会町の伊勢志摩地区6市町村で公益財団法人伊勢志摩観光コンベンション機構を設立し、予算等スケールメリットを生かした観光情報の発信や観光事業等を実施しています。

津市は三重県の中央部に位置し、近隣の市町へのアクセスの良い立地であります。半径20km以内の生活圏には鈴鹿市、亀山市、松阪市が位置しており、これらの都市とは車や鉄道で30分以内で移動できるため、通学や通勤者も多く交流しております。

三重県は南北に長く、国道と鉄道を介して同規模の都市が並んでおり、それぞれの都市に歴史・文化・産業・観光などの地域資源が揃っています。これまでの施策では個々の都市の魅力発信は注力して来ましたが、近隣市町との協力によるシティブロモーションはあまり印象がありません。そこで、都市間の垣根をこえたシティブロモーションを実施することで、コストを抑え相乗効果を発揮する施策の中心的役割をになっていただきたい。

②当会議所も「津産業観光ガイド」や「公共交通機関を利用した津市内観光スポットマップ」を作成し津市の観光PRに努めていますが、さらに幅広い方々へのPRを実施することが肝要と考えています。

津市は外国人の宿泊者数が県内3～4割を占め、47,253人と最も多くなっておりインバウンドによる観光客は増加しています。（2位：志摩市47,244人、3位：四日市市16,374人 平成26年観光庁「宿泊旅行統計調査」速報値より）

このような観光客に対し、「あと、もう一泊」の宿泊、「あと、もう一品」の買いまわりをしていただく仕掛けが必要と考えます。つきましては、外国語の観光ガイドブックの作成や津市独自の外国人観光客に対する支援策（津市物産品を購入した場合の補助、宿泊施設等に観光土産販売所の設置促進等）について取り組んでいただきたい。

《回答》

①ご提案にありますように、今年5月26日27日に開催される「伊勢志摩サミット」を皮切りに、今後数年間にわたって三重県内で大きなイベントが予定されており、平成30年のインターハイ、平成33年の「三重とこわか国体」では津市内での競技開催も決定しているところです。

これらのイベントをきっかけに、より多くの皆さんに津市へお越しいただくため、長期的な視野に立ち、津市のシティブロモーションを進めていくことが重要です。

津市の恵まれた交通アクセスや豊かな自然、食文化といった多くの魅力を広く、またタイムリーにPRしていくため、県内で行われるこれらのイベントを活用し、より効果的なシティブロモーションに取り組んでまいります。

【広報課】

外国人観光客を含めた観光客の増加に向けた取組といたしましては、外国人観光客をはじめとした津市に観光に訪れる全ての人々に優しい受入体制の充実、あらゆる機会を通じた情報発信を行っていくことが重要であります。

観光振興に係る広域的な取組として、三重県観光キャンペーン推進協議会中南勢地域部会（津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町）や東大和西三重観光連盟（津市、名張市、伊賀市、宇陀市、曾爾村、御杖村）、鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会（津市、四日市市、鈴鹿市、桑名市、亀山市、菰野町）などの中で近隣市町村等と共に情報発信をはじめとした様々な観光振興に資する取組を進めています。伊勢志摩サミットを契機としてさらに増加が見込まれます外国人観光客をはじめ、多くの観光客が津市へ訪れていただくため、津市観光協会や民間施設等とより連携を図るなど、さらなる広域連携も見据えながら本市の魅力を効果的および広域的な情報発信等に取り組んでまいります。

【観光振興課】

②外国人観光客を含めた観光客の増加に向けた取組といたしましては、外国人観光客をはじめとした津市へ観光に訪れる全ての人々に優しい受入体制の充実、あらゆる機会を通じた情報発信を行っていくことが重要であります。

すでに、伊勢志摩サミットの開催やサミット後のインバウンド観光への取組も見据え、全面英語版の津市観光パンフレットを作成し、宿泊施設等へ配布・設置を行っているほか、市内の観光施設、宿泊施設等に対する情報収集や三重県海外誘客促進環境整備補助金を利用した環境整備等の促進、また外国人を含めた津市へ観光に訪れる方々に対して魅力的な独自のプランの設定や取組を進めていただけるよう働きかけを行うなどの取組も進めているところです。

平成28年3月上旬にオープン予定の外国人観光客を対象とした大門大通り商店街に

おける免税店の設置への支援を行うなど、今後も、伊勢志摩サミットを契機としてさらに増加が見込まれます外国人観光客をはじめ、多くの観光客が津市へ訪れていただくため、それぞれの目的に応じた津市の観光地巡りが可能となるよう地域の観光資源を結びつけた観光周遊ルートの提案、さらには、単に見て回るだけでなく、地域の資源等を実際に体験しながら観光ができる体験型観光の創出を図るなど、観光施設、宿泊施設、関係団体等と連携しながら、観光交流人口の増加に取り組んでまいります。

【観光振興課】

(6)「知っておきたい津（副読本）の発刊」へのご協力について

当会議所では、社会貢献活動の一環として、将来の津市を担う子供たちに「ふるさと津市」をよく知ってもらうため、「津市観光ボランティアガイド・ネットワーク協議会」が作成する「知っておきたい津（副読本）」の編集作業に参画しています。

副読本「知っておきたい津」は市内各地区に関係する人物、民話、昔話、山、建物などをはじめ津市の産業、温泉、まつりや行事など多岐にわたり掲載する予定です。

そこで、発刊に際し小学生等への配布を考慮すると相当な費用が想定されます。

つきましては、当会議所も支援を行う予定ですが、津市におかれましても財政的支援についてご配慮賜りますようお願いいたします。

《回答》

学校で使用する教科書以外の教材は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条で、その取り扱いが規定されており、本市でも3年生から使用する社会科の副読本については、規則を定めた上で、関係教員がチームを組んで題材、学年に応じた難易度、記述、教科書との整合性を図りながら、1年をかけて案を作り、検証した上で、教育委員会自らが作成しています。

この副読本は、津市に関わる偉人やその功績、津市内の公共施設や店舗とその働き等が扱われ、津市についての学習を深めるためのものとして、全小学校で活用しています。

なお、その他文部科学省から、教材として提供される資料を使用する場合もあります。また、社会見学の事前学習など、トピックス的に使う資料としては、インターネットや各種パンフレットを教員が内容を確認した上で、使用することもあります。

このように教材として使用する副読本は教育委員会で作成しており、外部への委託や補助による仕組みはございません。

【教育研究支援課】

(7)津インターチェンジから津なぎさまちの間の市街地調整区域における商業施設誘致等の開発について

津インターチェンジから津なぎさまちの間の市街地調整区域、津市の玄関として、長い間手つかずになっていました土地に、津市の玄関口にふさわしい地域にする為に条件無しで街づくりが出来る地域にして頂きたいと思っております。津インターチェンジ及び中勢バイパス周辺には60万人～65万人の商圏人口があり、テナントを誘致する最も素晴らしい条件を備えています。しかしながら、テナントを誘致するにしても、北は「イオンモール鈴鹿(ベルシティ)」48,000坪、「イオンタウン鈴鹿」25,000坪、合計73,000坪、商業施設(21,200坪+9,100坪)合計30,300坪、駐車場(4,200台+1,900台)合計6,100台があり、そこが商圏のターゲットとなります。南は松阪の「イオンモールマーム」と「ユニーのアビタ」があり、津市に客を引き留めるには、これに勝たなければいけません。

また多気町にイオングループが、国内最大級の滞在型複合施設「アクアイグニス多気」を2019年4月にオープン予定とされております。

津市の玄関口において仮に1万㎡の物件より駄目とか、大きい建物はいけなとか言っていたのでは、出店する店舗が無くなります。津市の最後の砦であるこの場所を、例えば「コストコ」、「イケア」、「イトーヨーカドー」、「オークワ」、「パロー」、「カインズ」とか、魅力ある店が是非出店したいと言っておられます。「規制が、規制が・・・」といつまでも言っている、方向性は出せません。規制をするのも見直すのも、政治ではないでしょうか。どうしたら津市の為に魅力ある土地になるのか、十分考えて推し進めて頂きたいと思っております。県の事は県議員や知事に、国の事は国会議員の先生にお力添えをして頂ければとおもいます。宜しくお願いします。

《回答》

津市において、当地区を新産業交流拠点として構想していますが、現状は、農業振興地域の整備に関する法律や農地法、都市計画法等の規制など開発に対する多くの課題があり、開発が困難な状況となっています。

当地区に、大規模な商業施設を開発するには、都市計画上の手法として、「①市街化区域に編入する。」「②地区計画を策定する。」の二つの手法が考えられます。いずれの手法についても、現行法上では困難となっています。

本市としましては、新産業交流拠点として広域的な陸の玄関口にふさわしい機能を誘導し、県域内外と交流を展開する拠点の形成が実現できるように、これまで、国・県に対して規制の緩和、あるいは法令改正を要望してきました。そのような要望をもとに、地方6団体が一致団結し、国への提言を行った結果、平成27年1月30日の閣議

決定において農地転用権限を地方に移譲する方針が示されました。

しかしながら、許可基準については、未だに緩和されていません。地域の実情に応じた開発については、農地制度や都市計画制度に係る基準の緩和が必要であることから、今後も、引き続き、本市の実情に応じた柔軟な土地利用が可能となるよう、国・県に対して、要望していきます。

【都市政策課】

(8)津市すみ切り条例の制定について

住みよい津市へさらに一歩前進！津市内において、たとえば栗真、白山、柳山、藤方、新町ほかの旧市街地においては、幅員が6m未満の狭小道路が交差しているため左右の見通しが悪く、人や車の通行等に著しい危険や不安を感じさせます。この様な状況の隅（角）部分の土地は、一定の隅切りを条件付け、たとえば高さ1m以上の障害物等の禁止や、公道の一部として津市に寄付も可能（固定資産税の減免）にするような何らかの条例を設定していただきたい。

《回答》

市内には、狭小道路（狭隘道路）と呼ばれる道路があり、車両の対向が困難な道路、狭小道路からの出入りに際し、十分なすみ切りが無いことから、見通しが悪く、人や車両の通行の安全確保が求められている道路があります。

道路の新設に際しては、道路構造令、開発基準に準じて幅員、すみ切りの確保などの指導を行っており、既存市街地などの狭小道路については、地元要望を受け、すみ切り等の用地確保のため地権者の理解が得られた箇所について、視距改良を行っております。

また、土地の寄付及び固定資産税の減免も土地所有者の意向により対応は行っております。

【建設整備課】

幅員が4m未満の狭い道路については、建物建築時における建築基準法の規定による道路後退等の機会をとらえ、道路後退用地の寄附に要する費用及び道路後退用地内の支障物件の除却に要する費用の一部を助成することにより、土地所有者から当該道路後退用地の寄附を受け、その部分を市が道路整備する事業を来年度より実施する予定です。

その事業において、すみ切り部分の用地確保に協力いただけるよう、その部分の寄附については報償金を出すことを予定しております。

【建築指導課】

(9)久居ホール整備における再考について

前葉市長は合併十周年記念にて挨拶の中で久居東口の整備を進めるとの力強いお言葉を頂戴しておりますが、津市久居ホール整備に係る設計の説明会が1月18日に行われ、久米・アポア共同企業体設計については、そのレイアウト及びその内容については、すこぶる優秀であり立派なものと高く評価致します。但し建設については久居旧庁舎を解体しそこへ建てると言うことは解体費用、駐車場の問題が有り、決して優秀とは申せません。オリンピックを前提とした国立競技場の問題も安倍総理の大英断で白紙に戻しゼロベースで考えると結論に達し再考されている事実もあり、当初の予定通り近鉄久居駅東口に建設すれば名古屋・大阪・伊勢志摩よりの来客は大幅にアップし素晴らしい久居文化ホールが完成するのではないのでしょうか。安倍総理の大英断の通り前葉市長の大英断を心より期待するものであります。特急は全便停車し久居発展に大きく寄与するものと確信致します。何十年先の事を是非みつめて貰いたいと強く要望いたします。

《回答》

久居駅東側周辺地区の整備については、当初、事業プロポーザル方式により、音楽交流ホールなどの公共施設やホテルや結婚式場などの民間施設を組み合わせる提案を採用し、事業化に取り組んできましたが、地元に対してワークショップや説明会を通じて、意向把握や意見集約を行ったところ、自治会連合会久居支部から「民間事業者活用」の撤回などプロポーザル方式による事業に反対する要望書の提出などがありました。

また、これにあわせてポルタひさいの経営危機が顕在化するなど、周辺地区を取り巻く状況の変化を見据え、施設配置の考え方などを再考する必要もでてきたことから、平成24年5月にプロポーザル方式による事業の推進を断念することとなりました。

このような状況の変化を勘案した上で、市では、議会をはじめ、自治会連合会久居支部など関係団体の方々から意見を聴取し、「ポルタひさいの再生」「久居駅東エリアの事業」「久居東鷹跡町の事業」により久居駅周辺地区を副都市核として整備する、プランA、プランBの2案からなる「久居駅周辺地区のまちづくりビジョン」を、平成24年11月に作成しました。

この2案について、ポルタひさい管理組合や自治会連合会久居支部などからと意見交換を行い、概ね賛同の得られた、市民ホールを東鷹跡町に整備するプランBを基本とした最終案を決定し、これについての予算案が25年3月議会により承認されたことから、事業を進めることとなったものです。

【都市政策課】

(10)久居駅東口緑の風公園藤棚の剪定について

久居駅東口緑の風公園の花壇は毎年、当所女性会が花の植替等を行い景観整備に取り組んでおります。

また、緑の公園内には当所（当時：久居商工会議所）の記念事業として藤棚を設置しましたが剪定なしで放置されっぱなしで季節になっても折角の藤の花が開花しません。本格的な剪定を希望します。

《回答》

緑の風公園内の藤棚の剪定につきましては、平成27年度発注の緑の風公園植栽管理業務委託の中で、平成28年2月2日に剪定を完了しました。

【津南工事事務所】